

鳥取労働局発表
令和8年6月22日(月)

担当

鳥取労働局労働基準部賃金室
室長 今井 敏仁
室長補佐 清水 宏幸
電話 0857-29-1705

鳥取県最低賃金の改正に関する審議が始まります

— 現行の時間額 1,030 円の改正を諮問 —

鳥取労働局長(山下 禎博)は、令和8年7月7日に開催される鳥取地方最低賃金審議会(会長 佐藤 匡)に対して、令和8年度「鳥取県最低賃金」の改正決定に関する諮問を行う予定です。

今後、同審議会の下に専門部会が設置され、調査審議が行われます。

第556回鳥取地方最低賃金審議会

1 開催日時、場所

- (1) 日時 令和8年7月7日(火) 9時30分から
(2) 場所 鳥取労働局4階大会議室
鳥取市富安2-89-9

2 主な審議内容

鳥取県最低賃金改正決定諮問について

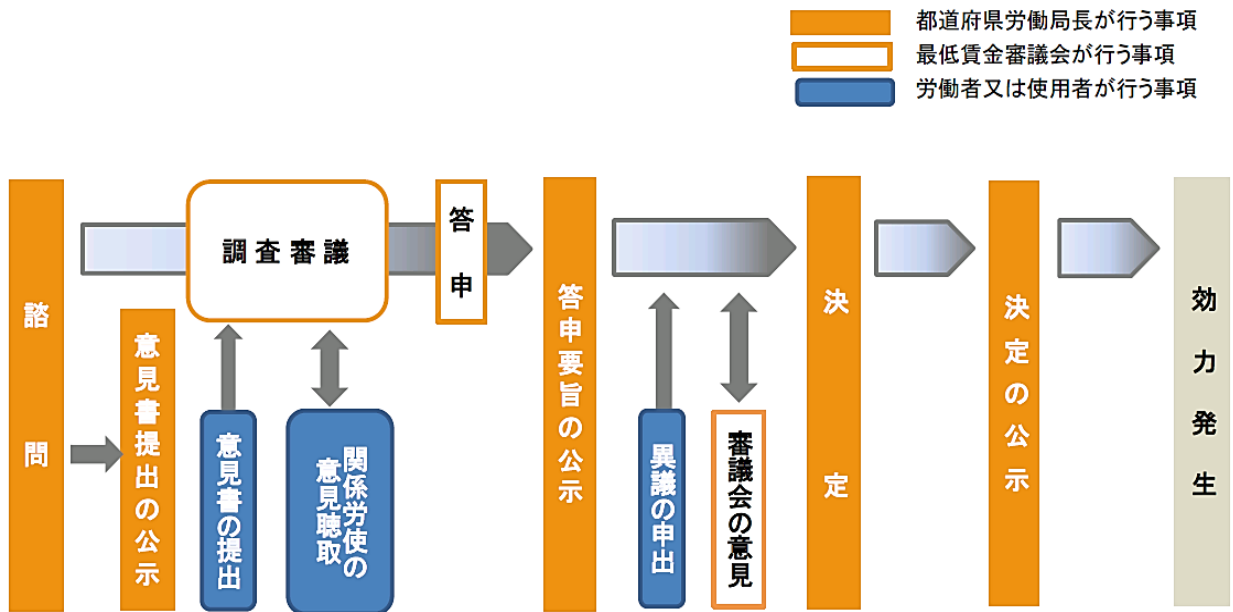
3 取材等について

- (1) 取材のご希望につきましては、7月2日(木)までに担当までお問い合わせください。
(2) 写真・ビデオ撮影等は、労働局長から審議会会長への諮問文手交までです。

【参考1】鳥取県最低賃金額の推移(過去5年間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
時間額	821円	854円	900円	957円	1,030円
引上げ額	29円	33円	46円	57円	73円
引上げ率	3.66%	4.02%	5.39%	6.33%	7.63%

【参考2】最低賃金審議会の調査審議に基づく地域別最低賃金決定の仕組み



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。